

資料編

○ 各年度における介護保険サービスの保険給付費等の見込み

(単位:千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度～26年度
居宅(介護予防)サービス A	9,739,771	10,130,699	10,510,692	30,381,162
訪問系サービス	2,682,939	2,804,492	2,964,980	8,452,411
通所系サービス	3,351,335	3,481,079	3,571,798	10,404,212
短期入所サービス	849,880	863,086	865,899	2,578,865
特定施設入居者生活介護	1,292,088	1,319,135	1,344,562	3,955,785
居宅介護支援, 介護予防支援	1,029,093	1,093,717	1,157,295	3,280,105
その他サービス	534,436	569,190	606,158	1,709,784
地域密着型(介護予防)サービス B	3,256,747	4,078,892	4,272,932	11,608,571
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,331	34,997	46,663	104,991
夜間対応型訪問介護	755	755	755	2,265
認知症対応型通所介護	67,188	68,543	70,119	205,850
小規模多機能型居宅介護	342,284	344,665	346,480	1,033,429
認知症対応型共同生活介護	2,193,232	2,461,548	2,461,548	7,116,328
地域密着型特定施設入居者生活介護	521,434	876,960	876,960	2,275,354
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	61,886	198,151	330,497	590,534
複合型サービス	46,637	93,273	139,910	279,820
施設介護サービス C	7,345,352	7,645,172	7,947,085	22,937,609
介護老人福祉施設	2,990,358	3,290,178	3,592,091	9,872,627
介護老人保健施設	3,279,428	3,279,428	3,279,428	9,838,284
介護療養型医療施設	1,075,566	1,075,566	1,075,566	3,226,698
療養病床からの転換分	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付費 D	953,238	998,562	1,042,674	2,994,474
その他介護サービス費 E	506,958	556,837	576,883	1,640,678
高額介護サービス費	429,944	473,286	490,264	1,393,494
高額医療合算サービス費	53,867	59,282	61,402	174,551
審査支払手数料	23,147	24,269	25,217	72,633
標準給付費合計 (A+B+C+D+E) F	21,802,066	23,410,162	24,350,266	69,562,494
地域支援事業費 G	362,196	395,172	442,221	1,199,589
介護予防事業	54,786	66,872	81,791	203,449
包括的支援等事業	307,410	328,300	360,430	996,140
合計 (F+G)	22,164,262	23,805,334	24,792,487	70,762,083

【居宅(介護予防含む)サービス】

- 訪問系サービス** : 訪問介護
訪問入浴
訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導
- 通所系サービス** : 通所介護
通所リハビリテーション
- 短期入所サービス** : 短期入所生活介護
短期入所療養介護
- その他サービス** : 福祉用具貸与
特定福祉用具販売
住宅改修

【地域支援事業】

- 介護予防事業** : 二次予防事業の対象者把握事業,
通所型介護予防事業, 訪問型介護予防事業,
一般介護予防普及啓発事業,
認知症介護予防普及啓発事業
一般地域住民グループ支援事業,
生活管理指導員派遣事業, 生活管理指導短期宿泊事業
- 包括的支援等事業** : 地域包括支援センター運営事業, 地域包括ケア推進事業,
家族介護支援事業, 家族介護者交流事業, 家族介護慰労事業,
在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付事業,
成年後見制度利用支援事業, 「食」の自立支援事業,
シルバーハウジング生活援助員派遣事業,
介護給付等費用適正化事業, 要援護高齢者等対策事業

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成23年 6月23日	・ 第1回 福祉計画策定推進委員会開催 【正副会長の選出, 専門委員の指名, ほか】
7月 4日	・ 「介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査」の実施
8月 9日	・ 第1回 福祉計画策定推進委員会高齢者部会開催 【計画策定にあたっての基本的事項, 策定スケジュール, ほか】
8月11日	・ 「日常生活圏域高齢者ニーズ調査」の実施
10月20日	・ 第2回 福祉計画策定推進委員会高齢者部会開催 【介護保険事業の現状, 計画策定の課題と視点, ほか】
11月11日	・ 「介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査」の実施
11月25日	・ 第3回 福祉計画策定推進委員会高齢者部会開催 【介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査の結果, ほか】
12月20日	・ 第4回 福祉計画策定推進委員会高齢者部会開催 【施設・居住系サービスの施設整備の考え方, 介護保険サービスの見込量, ほか】
平成24年 1月18日	・ 第5回 福祉計画策定推進委員会高齢者部会開催 【計画素案（たたき台）に係る協議】
1月24日	・ 第2回 福祉計画策定推進委員会開催 【計画素案（たたき台）に係る協議】
2月 3日	・ 政策会議に計画（素案）の報告, 協議
2月10日	・ 市議会民生常任委員会に計画（案）の報告
2月13日	・ 計画（案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施 （計画（案）の概要を市政はこだてに掲載, 計画（案）を本庁・支所で配布し, 市ホームページに掲載 ～3月13日）
3月 8日	・ 市議会民生常任委員会で計画（案）の協議

○ 函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）ならびに次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。
- 3 委員のうち3人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(部会)

第6条 各種計画の専門的な事項について協議させるため、委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 高齢者部会
- (2) 障がい者部会
- (3) 次世代部会

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者および特別委員若干人をもって組織する。

3 特別委員は、専門的な識見を有する者のうちから、市長が指定する。

4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員および特別委員（以下、これらを「専門委員」という。）の互選によりこれを定める。

5 部会長は、その部会の事務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する専門委員が、その職務を代理する。

7 第3条の規定は、特別委員の任期について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部および子ども未来部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

2 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

3 函館市障がい者基本計画等策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

4 函館市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱（平成16年4月1日市長決裁）は、廃止する。

5 この要綱の施行の日から平成23年3月31日までの間に市長が指定する委員および特別委員の任期は、第3条（第6条第7項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長の指定する日から平成23年3月31日までとする。

6 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

○ 函館市福祉計画策定推進委員会委員名簿

(平成24年1月24日現在)

■ 高齢者部会委員 (委員会委員・部会特別委員)

[区分別・五十音順]

区分	氏名	所属団体等
委員会委員	◇ 池田延己	函館大妻高等学校 校長
	恩村宏樹	公益社団法人函館市医師会 副会長
	小松洋	社団法人函館薬剤師会 副会長
	佐藤実	函館市町会連合会 常任理事 (保健福祉部長)
	澤田信子	社団法人北海道看護協会 道南南支部 支部長
	田嶋久士	社団法人函館歯科医師会 副会長
	◎ 谷口利夫	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会 会長
	堀口悦郎	道南地区老人福祉施設協議会 会長
	三谷真理	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会長
	山本秀治	一般公募
部会特別委員	佐々木文子	函館市ボランティア連絡協議会 会長
	佐藤悠子	函館認知症の人を支える会 会長
	竹内源誠	函館市民生児童委員連合会 理事
	所輝美	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 会計
	新館功	函館市老人クラブ連合会 副会長

■ 委員会委員 (高齢者部会委員を除く)

[部会別・五十音順]

区分	氏名	所属団体等
障がい者部会委員	和泉森太	一般公募
	川越昌彦	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
	河村吉造	函館地域障害者自立支援協議会 委員
	小祝良介	函館市ボランティア連絡協議会 副会長
	○ 佐藤秀臣	財団法人北海道難病連函館支部 支部長
	佐藤ゆみ子	特定非営利活動法人函館手をつなぐ親の会 理事
	杉野陽一	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 副会長
	谷川忍	函館特別支援教育研究会 副会長
	松森美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長
	森谷康文	北海道教育大学教育学部函館校 准教授
次世代部会委員	阿部憲司	函館市中学校長会 事務局長
	岩館満	函館市PTA連合会 常任委員
	数又紀和子	函館市民生児童委員連合会 家庭児童専門部会長
	加納栄利子	一般公募
	亀井隆	函館保育協会 会長
	高田恵美子	函館市学童保育連絡協議会 副会長
	玉利達人	函館市私立幼稚園協会 会長
	中橋弘幸	北海道函館児童相談所 地域支援課長
	○ 三浦稔	函館大学 非常勤講師
	村上典	函館市小学校長会

※◎印は会長, ○印は副会長, ◇印は高齢者者部会長を示す。

**第6次函館市高齢者保健福祉計画
第5期函館市介護保険事業計画**

平成24年3月発行

編集 函館市福祉部 市立函館保健所

印刷 (株) 長門出版社印刷部

問い合わせ先【平成24年4月～】

函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3041 FAX 0138-26-5936
